

## 鳥取県告示第650号

鳥取県海面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第46号）第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命ずることに伴い、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、鳥取県聴聞等の手続に関する規則（平成6年鳥取県規則第54号）第13条第1項の規定により読み替えて適用する同規則第9条前段の規定により告示する。

平成23年11月18日

鳥取県境港水産事務所長 下 山 俊 一

- 1 聴聞の日時 平成23年11月24日（木）午後1時30分から
- 2 聴聞の場所 境港市昭和町9-7  
境港水産物市場管理株式会社市場会議室（旧鳥取県境港水産事務所会議室）
- 3 事案の内容 鳥取県海面漁業調整規則第52条第1項前段の規定により船舶のてい泊を命じようとするものである。